



埼玉県報

第 2 2 7 2 号
平成 23 年 3 月 22 日
火 曜 日

目 次

規則

- [地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則\(医療整備課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [埼玉県税務システム専用端末賃貸借に関する入札公告\(税務課\)](#)
- [次世代トータルイータシステムへの接続業務委託に関する契約の相手方等の公示\(県営競技事務所\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [指扇北土地改良区営土地改良事業指扇北地区\(区画整理事業\)の換地処分\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [入西北部土地改良区の役員就退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [備前堀土地改良区役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [田甲土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [志木都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [志木都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [県道さいたま菖蒲線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道上尾久喜線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の指定\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道407号の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第14号中訂正\(杉戸県土整備事務所\)](#)

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十五号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五号中「、課長」の下に「、参事」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規 則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十六号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条第二項中「部分休業」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第一項に規定する部分休業をいう。）」を加え、「地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条」を「同項」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（修学部分休業）

第四条 技能職員の修学部分休業（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業をいう。）については、同項の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

規則

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十七号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とする。

第十三条第四号中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第一項中「又は小児科」を「小児科又は救命救急センター」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条中「又は小児科」を「小児科又は救命救急センター」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とする。

第五条中「総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターから、後期研修」を「後期研修を実施する病院から、当該後期研修」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「小児科」の下に「又は救命救急センター」を加え、同条を第三条とする。

第一条中「埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（救命救急センターにおける後期研修）

第一条 埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号。

以下「条例」という。）第一条に規定する規則で定める後期研修は、一般社団法人日本救急医学会が認定する救急科専門医の資格の取得を目的として実施される後期研修とする。

様式第一号表中「（第2条関係）」を「（第3条関係）」、「D」を「（産科医・小児

科医)」や「(産科・小児科・救命救急センター)の医師」並びに「あて先」や「宛先」並びにNo。

警察本部に於て「(第2条関係)」並びに「あて先」や「宛先」並びにNo。」「地域周産期母子医療センター」の次に「・救命救急センター」並びにNo。

警察本部に於て「(第2条関係)」並びに「(第3条関係)」並びに「あて先」や「宛先」並びにNo。

警察本部に於て「(第10条関係)」並びに「(第11条関係)」並びに「あて先」や「宛先」並びに「第10条第1項」や「第11条第1項」並びにNo。

警察本部に於て「(第11条関係)」並びに「(第12条関係)」並びに「あて先」や「宛先」並びに「第11条の1」や「第12条の1」並びにNo。」「地域周産期母子医療センター」の次に「・救命救急センター」並びにNo。

警察本部に於て「(第12条関係)」並びに「(第13条関係)」並びに「あて先」や「宛先」並びに「において 産科医 ・ 小児科医 として」並びに「において(産科・小児科・救命救急センター)の医師として」並びに「第12条の1」や「第13条の1」並びにNo。

様 式

1)の表に於て、本表に十三号四号に示すの趣に於てNo。

告 示

埼玉県告示第二百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ライフサポートハートラン
- 三 代表者の氏名
石田 宏
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市大字今福七〇八番地三十一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者・障害児・高齢者・怪我人・身体的ハンディのある方・日常生活に支障があり困っている方などに対し、車での移送サービス・外出援助サービス・派遣による介護サービスを行い、地域社会に寄与することを目的とする。更に、話しをする相手のいない方に対し傾聴サービスを行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百二二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県税務システム専用端末賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年6月1日(水)から平成28年5月31日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、契約期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 工藤 電話 048-830-2668 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

この公告の日から平成23年4月11日(月)午後5時(競争入札参加資格確認申請書の提出期限)までの間、上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月6日(金)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月2日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月2日(月)午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務電算室 平成23年5月6日(金)午前10時20分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年4月11日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 360 laptop computers dedicated to the Saitama Taxation System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: By 10:00a.m., May 6, 2011.

By registered mail or in person: must be received by 5:00 p.m., May 2, 2011.

(3) Contact Information:

Taxation On-line Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2668

告 示

埼玉県告示第百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
次世代トータリゼータシステムへの接続業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部県営競技事務所企画調整担当 埼玉県さいたま市南区沼影 1 丁目
10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 1 月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本トーター株式会社 東京都港区港南 2 丁目16番 1 号
- 5 契約金額
38,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1
項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第三百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）吉川市栄町計画

埼玉県吉川市栄町七百九十七番一外

ロ 変更の概要

駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時から午後十時十五分（平面駐車場のみ）

（変更後）午前六時四十五分から午後十時十五分（平面駐車場のみ）

ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十三年三月九日

二 縦覧期間

平成二十三年三月二十二日から平成二十三年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年三月二十二日から平成二十三年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第三百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モアショッピングプラザ籠原店

埼玉県熊谷市新堀新田字赤木五百二十三 四外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 十箇所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 十箇所

ハ 変更年月日

平成二十三年二月四日

ニ 届出年月日

平成二十三年二月三日

二 縦覧期間

平成二十三年三月二十二日から平成二十三年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年三月二十二日から平成二十三年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、指扇北土地改良区理事長から、平成二十三年三月二日に、指扇北土地改良区営土地改良事業指扇北地区（区画整理事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、入西北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	森田精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地
同	新井良雄	同 北浅羽六百七十三番地
同	大山芳雄	同 同 二百六十八番地
同	富澤弘志	同 同 二百三十九番地
同	松本三平	同 同 今西百七十番地一
同	大山榮次郎	同 同 金田百六十三番地一
同	小峰福樹	同 同 沢木三百九十八番地
同	渡邊惠藏	同 同 四百二十五番地
同	渡邊勝久	同 同 東和田八十番地一
同	長岡浪夫	同 同 二百六番地
同	福田静	同 同 新ヶ谷三十二番地
同	加藤正勝	同 同 戸口四百十六番地一
同	村松謙次	同 同 四百四十九番地一
同	山崎好典	同 同 四百三十七番地
同	小川忠臣	同 同 竹之内二百番地
同	柳澤金次	比企郡鳩山町大字石坂八百九十三番地
同	神田總一	東松山市大字田木百二十番地一
監事	鹿山久司	坂戸市大字沢木四百六十一番地二
同	高橋秀雄	同 同 北浅羽百五十二番地
同	高田佐太郎	同 同 戸口四百二十五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	小峰福樹	埼玉県坂戸市大字沢木三百九十八番地
同	新井良雄	同 同 北浅羽六百七十三番地
同	大山芳雄	同 同 二百六十八番地

告 示

埼玉県告示第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	網 川 清 造	埼玉県加須市日出安四百十八番地

告 示

埼玉県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年三月十六日認可した。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

田甲土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志木都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志木都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百十四号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県計量検定所長 石 島 徹

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
松 伏 町	平成二十三年五月二十三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	松伏町役場駐車場
吉 川 市	平成二十三年五月二十四日及び同月二十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	吉川市役所来客者駐車場
八 潮 市	平成二十三年五月二十六日及び同月二十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	八潮市役所
三 郷 市	平成二十三年六月一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市鷹野文化センター
	平成二十三年六月二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市役所
	平成二十三年六月三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	三郷市文化会館

			深谷市		本庄市		寄居町		美里町		上里町		神川町	
平成二十三年六月二十一日	平成二十三年六月二十一日	平成二十三年六月二十一日	平成二十三年六月二十一日	平成二十三年六月十七日	平成二十三年六月十四日から同月十六日まで	平成二十三年六月十日及び同月十三日	平成二十三年六月九日	平成二十三年六月八日	平成二十三年六月七日	平成二十三年六月六日				
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
合支所	合支所	合支所	合支所	合支所	合支所	合支所	合支所	合支所	合支所	合支所	合支所	合支所	合支所	合支所
深谷市役所花園総	深谷市役所川本総	深谷市役所岡部総	深谷市役所岡部総	本庄市児玉文化会館（セルディ）	本庄市役所	寄居町役場	美里町役場	上里町中央公民館 駐車場	神川町役場	神泉総合支所	三郷市役所			

鴻巣市	三郷市	八潮市	吉川市	松伏町						上尾市	
平成二十三年七月十三日から同月十五日まで		日	平成二十三年七月十二日	平成二十三年七月八日	平成二十三年七月七日	平成二十三年七月六日	平成二十三年七月五日	平成二十三年七月四日	平成二十三年七月四日	平成二十三年六月二十三日から同月二十四日まで及び同月二十七日から同月二十八日まで	
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	から三時まで
鴻巣市役所		三郷市役所	上尾市文化センター I 駐車場	上平公民館駐車場	あだち野農業協同組合上尾支店駐車場	原市公民館駐車場	上尾市文化センター I 駐車場	平方支所駐車場	大谷支所駐車場	深谷市役所	

神川町 上里町 美里町 寄居町 本庄市 深谷市		
平成二十三年七月二十九日	平成二十三年七月二十日	平成二十三年七月十九日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
本庄市役所	鴻巣市役所川里支所	吹上公民館

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県計量検定所長 石 島 徹

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区 域	期 日	場 所
松 伏 町	平成二十三年五月二十三日から八月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日）（埼玉県の休日を定める条例）（平成元年埼玉県条例第三号）（第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
吉 川 市	平成二十三年五月二十四日から八月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
八 潮 市	平成二十三年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三 郷 市	平成二十三年六月一日から八月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
神 川 町	平成二十三年六月七日から九月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

上里町	平成二十三年六月八日から九月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
美里町	平成二十三年六月九日から九月八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
寄居町	平成二十三年六月十三日から九月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
本庄市	平成二十三年六月十四日から九月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
深谷市	平成二十三年六月二十日から九月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上尾市	平成二十三年七月四日から十月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鴻巣市	平成二十三年七月十三日から十月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま菖蒲線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
先まで	北足立伊奈町西小針二丁目六一番地 地先から同町西小針七丁目一番地	北足立伊奈町西小針二丁目六一番地 地先から同町西小針六丁目一一六番三地先まで	区 間
一一・〇〇〽一七・五五	一一・〇〇〽一七・五五	一一・〇〇〽一七・五五	敷地の幅員 (メートル)
一、〇二八・〇〇	一、〇二八・〇〇	七四〇・〇〇	延 長 (メートル)
平成二十二年四月一日付け埼玉県告示号外第七号で告示したAの一部区間を伊奈町道として移管するものであり、A及びBは関係図面に表示する敷地の区分である。			備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上尾久喜線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
先まで	北足立伊奈町学園二丁目二三七番 地先から同町学園四丁目一番一 地	北足立伊奈町学園二丁目二三七番 地先から同町大字羽貫字寺下三七 六番一地先まで	区 間
一七・五〇〽二三・五〇	一七・五〇〽二三・五〇	八・二〇〽一二・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四三五・〇〇	四三五・〇〇	四一六・〇〇	延 長 (メートル)
ある。	は関係図面に表示する敷地の区分である。	平成十二年三月二十一日付け埼玉県告示第三百九十号で告示したAの一部区間を伊奈町道として移管するものであり、A及びBは関係図面に表示する敷地の区分である。	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

路線名	さいたま武蔵丘陵森林公園 自転車道線
指定する道路の区間	比企郡川島町大字三保谷宿字大宮 五一六番一地从り同郡同町大字 三保谷宿字大宮五三〇番地先まで
指定の期日	平成二十三年三月二十二日
備考	

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線

三 道路の区域

新 C	旧 新 B	旧 A	旧 新 別
比企郡川島町大字三保谷宿字大宮 五一六番一地先から同郡同町大字 三保谷宿字大宮五三〇番地先まで	比企郡川島町大字三保谷宿字大宮 五一六番一地先から同郡同町大字 三保谷宿字大宮五三〇番地先まで	比企郡川島町大字三保谷宿字大宮 五二五番地先から同郡同町大字三 保谷宿字大宮五三〇番地先まで	区 間
三・〇〇			敷地の幅員 (メートル)
二二六・四〇	二二八・二〇	八四・七〇	延長 (メートル)
圏央道の橋梁工事に伴う切り直し 工事による変更			備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>四百七号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>東松山市大字宮鼻字八幡脇一四一 番二地先から同市大字宮鼻字 湯田八九三番一地先まで(ただし、関 係図面に表示する部分に限る)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年三月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成四年三月二十三日埼玉県告示 第四百二十三号で告示した道路予 定区域の一部供用開始である。 延長四〇八・〇〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号

平成二十二年七月二十八日

指令川建セ第二二〇〇二七〇号

二 検査済証番号

平成二十三年三月十七日

川建セ第二二〇一三二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字曲師字曲居野三〇番一、三、四、二二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字曲師三〇番二

小川 哲也

正 誤

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号(平成二十二年七月十三日第二千二百号)

中訂正

ページ 行

二 表中

旧 新 別	旧 A	新 A	新 B	旧 新 別
	南埼玉郡白岡町大字太田新井字堂ヶ島 九三番四地先から同郡同町大字太田 新井字海老島二三九八番地先まで	南埼玉郡白岡町大字太田新井字堂ヶ島 九三番四地先から同郡同町大字太田 新井字海老島二三九八番地先まで	南埼玉郡白岡町大字太田新井字堂ヶ島 九三番七地先から同郡同町大字太田 新井字海老島二三五七番五地先まで	
敷地の幅員 (メートル)	八・三〇〇 一一二・八〇	一・九〇〇 一三・五〇	九・八〇〇 一三三・一八	敷地の幅員 (メートル)
延 長 (メートル)	一七・八六		九二・三〇	延 長 (メートル)
備 考	海老島橋架換え工事 による迂回路の設置			備 考

旧 新 別	旧 A	新 A	新 B	旧 新 別
	南埼玉郡白岡町大字太田新井字堂ヶ島 九三番四地先から同郡同町大字太田 新井字海老島二三九八番地先まで	南埼玉郡白岡町大字太田新井字堂ヶ島 九三番七地先から同郡同町大字太田 新井字海老島二三五七番五地先まで	南埼玉郡白岡町大字太田新井字堂ヶ島 九三番七地先から同郡同町大字太田 新井字海老島二三五七番五地先まで	
敷地の幅員 (メートル)	八・三〇〇 一一二・八〇	一・九〇〇 一三・五	九・八〇〇 一三三・一八	敷地の幅員 (メートル)
延 長 (メートル)	一七・八六		九二・三〇	延 長 (メートル)
備 考	海老島橋架換え工事 による迂回路の設置			備 考